ニ　（略）

(1)　（略）

(2)　（略）

(i)　その雇用する被保険者のキャリア形成を支援するため、労働協約又は就業規則に定めるところにより、自発的職業能力開発を受けるために必要な三十日以上の休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）の付与による自発的職業能力開発を受ける機会の確保等を通じた職業能力開発及び向上を促進する措置を新たに行つた事業主であること。

(ii)～(vii)　（略）

二　（略）

イ・ロ　（略）

ハ　前号ハに該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　特定雇用型訓練（特定分野訓練を除く。以下この(1)において同じ。）（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに特定雇用型訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の三十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の四十五）（中小企業事業主にあつては、百分の四十五（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の六十））の額（その額が、当該特定雇用型訓練を受けた雇用型訓練対象者（特定分野訓練を受けた者を除く。）一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の特定雇用型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)～(iii)　（略）

(2)　特定分野訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに特定分野訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の四十五（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の六十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の七十五））の額（その額が、当該特定分野訓練を受けた対象被保険者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の特定分野訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　十時間以上百時間未満　十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）

(ii)　百時間以上二百時間未満　二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(iii)　二百時間以上　三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

(ii)　年間職業能力開発計画に基づき、対象被保険者に能力評価を実施する事業主であること。

ニ　（略）

(1)　（略）

(2)　次のいずれにも該当する事業主であること。

(i)　その雇用する被保険者のキャリア形成を支援するため、労働協約又は就業規則に定めるところにより、自発的職業能力開発を受けるために必要な百二十日以上の休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）の付与による自発的職業能力開発を受ける機会の確保等を通じた職業能力開発及び向上を促進する措置を新たに行つた事業主であること。

(ii)～(vii)　（略）

二　次のイからニまでに掲げる事業主又は事業主団体等の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ・ロ　（略）

ハ　前号ハに該当する事業主又は事業主団体等　次に掲げる額の合計額

(1)　特定雇用型訓練（特定分野訓練を除く。以下この(1)において同じ。）（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）又は特定中高年雇用型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに特定雇用型訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）又は特定中高年雇用型訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の三十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の四十五）（中小企業事業主にあつては、百分の四十五（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の六十））の額（その額が、当該特定雇用型訓練又は特定中高年雇用型訓練を受けた雇用型訓練対象者（特定分野訓練を受けた者を除く。）又は中高年雇用型訓練対象者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の特定雇用型訓練又は特定中高年雇用型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)～(iii)　（略）

(2)　特定分野訓練（当該事業主又は事業主団体等が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに特定分野訓練（当該事業主又は事業主団体等が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の四十五（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の六十（中小企業事業主及び事業主団体等にあつては、百分の七十五）の額（その額が、当該特定分野訓練を受けた対象被保険者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の特定分野訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　十時間以上百時間未満　十万円（中小企業事業主及び事業主団体等にあつては、十五万円）

(ii)　百時間以上二百時間未満　二十万円（中小企業事業主及び事業主団体等にあつては、三十万円）

(iii)　二百時間以上　三十万円（中小企業事業主及び事業主団体等にあつては、五十万円）